

事 務 連 絡  
平成 31 年 1 月 23 日

各府省庁担当官 殿

厚生労働省健康局健康課

「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号）については、平成 30 年 7 月 25 日に公布されたところでございますが、改正法の施行に関し、「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成 31 年政令第 5 号）が平成 31 年 1 月 17 日に公布されました。

改正法の規定のうち、国及び地方公共団体の責務等にかかる規定が平成 31 年 1 月 24 日より施行されることとなったところ、これらの規定にかかる内容及び留意点等については、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区区長あて通知（別添）のとおりであるので、貴府省庁におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管の独立行政法人、関係事業者等に周知をお願いいたします。